

○11番(南部 武司君) 議席番号11番、南部武司でございます。12月の定例議会の一般質問をさせていただきます。

通告書に基づきまして、2問の質問をさせていただきます。

まず1問目、ふるさと納税についてお伺いします。

先日、テレビのニュースで、岐阜県の各務ヶ原市におけるふるさと納税を取り上げていました。早速メモを取り、詳細を調べてみました。当然ふるさと納税制度は知っていましたが、各地の自治体での取り組み方の違いに驚き、今回、提案型として質問をさせていただきます。

ご案内のとおり、ふるさと納税は、自分が貢献したいと思う市町村へ寄附金を支払うということで、住民税と所得税が控除され、優遇を受けるということは知られています。ただ、自治体によっては寄附に対するお礼を特典として、その地方の特産品、名産品を送ってくるところがあるそうです。このふるさと納税は慢性的な財政赤字に悩む地方からは、歓迎、賛成する意見が多い一方で、多くの税収がある大都市部からは、反対や慎重な意見が多いとも聞いております。

各務ヶ原市ではホームページ上に60種類以上の記念品を準備し、紹介しています。今回テレビで紹介されたため、飛騨牛の焼き肉セットが品薄状態とのことでした。

そこで各地の特典をインターネットで検索してみますと、1万円で米20キロ、2万円で40キロ、3万円で米60キロという、長野県阿南町がヒットいたしました。ただ、余りの反響の大きさに現在は締め切っているとのことです。

そこで伺います。東員町の決算書を読みますと、平成22年度と平成23年度では一般寄附はありますが、ふるさと納税はゼロだと思います。平成24年度はふるさと納税が25万円とありますが、東員町がふるさと納税で受け取った額はどうなっているのか、最近の状況をお伺いいたします。

また、特典はないと思いますが、納税者に対してお礼はどのようにしているのでしょうか。多くの市町村が特典を設けています。これはまちおこしという観点から一考してもよいのではと私は考えます。

町長は東京にある三重テラスでの感想をブログで述べていますが、あのような感想をお持ちなら、東員町を発信する1つの方法として考えられるのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、納税方法として、クレジットカードの導入を行っている市町村もありますが、クレジットのポイントが増え、なおかつ特典もついてくるという考えはいかがでしょう。

平成22年度寄附分より所得税の寄附金控除適用下限額が、従来の5,000円から2,000円に引き下げられました。このふるさと納税は寄附金控除の一種であり、確定申告をすることで節税の処理がされますが、より詳しい説明もあわせ、ふるさと納税に関して、東員町としての取り組みと考え方を伺いたいと思います。

なお、東員町議会の一般質問では反問権を認めておりませんが、時代に逆行いたしません。議長の許可を得ましたので、私には反問権を行使しても構わない旨を申し添えます。基本的な方針、考え方については町長、詳細は担当部局からの答弁で結構です。よろしくお願いします。

○議長(藤田 興一君) 水谷俊郎町長。

○町長(水谷 俊郎君) 南部議員からの、ふるさと納税についてのご質問にお答えをいたします。

基本的に私から、詳細は後から総務部長からお答えをいたします。

自分が生まれ育った出身地や応援したい都道府県や市町村等に対して寄附することができる「ふるさと納税制度」が、平成20年度から始まっております。

この制度につきましては、本町では、これまで余り積極的に取り組んでおりません。ホームページ上での周知も、他市町に比べて見劣り感がありましたので、もう少し工夫するようということで、先月、指示を出したところでございます。

この件に関しましては、今後、他市町の状況等も調査し、取り組みの方法、アピールの仕方など、今、議員からもご提案をいただきましたので、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

私見ですけれども、近年、人口は都市部に集中する傾向がございます。地方で育てた大切な人材が、成長するとみんな都市部に出ていってしまい、そして都市部に住んで、都市部の会社で働いて、都市部に税金を落とすというような構造になっております。当然、地方都市や農村は、過疎化・少子化に悩み、財政的に厳しい状況が続いており、存亡の危機に直面している自治体も少なくはありません。

私は所得税の一定額を、学んだ小中学校のある、あるいは高校のある地方自治体に戻すような、そんな制度、例えば教育納税みたいな、仮称ですけど、自分で考えた名前ですけど、そんな形の制度が国においてとられるのが本当ではないかなというふうに考えてます。

もちろん、今では地方交付税の調整はあります。ありますが、国の都合で影響されるようなことのない、そして陳情しなくても大丈夫というような財源、これが当然の権利として、この地方の自治体にあってもいいのではないかとことを思っており、こういうのがやっぱりこれからは必要になってくるんだろう、だからそういうことで国の制度を変えていってほしいなというふうに思ってます。

いずれにいたしましても、こうした制度を活用して、本町にご寄附いただきました皆様には感謝を申し上げ、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

先ほども申し上げました寄附等の詳細につきましては、総務部長よりお答えをさせていただきます。

○議長(藤田 興一君) 早川正総務部長。

○総務部長(早川 正君) ふるさと納税につきまして、引き続きお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと納税の状況につきましては、平成20年4月の制度開始から本年11月末までで合計6件 52万円の寄附をいただいたところでございます。

また、ふるさと納税の納税者と申しますか、寄附をいただいた方につきましては、お礼といたしまして、他団体では地域の特産品の進呈など、特典を設ける取り組みもあると承知をいたしておりますが、本町といたしましては、現在寄附をいただきました皆さんに、お礼状のみの送付とさせていただいているところでございます。

また、ふるさと納税制度のPRにつきましては、東員町の住民の方は、ふるさとを東員町以外にお持ちの方が大変多くみえますことから、納められるはずの住民税が減収となることが危惧され、積極的に現在まで周知をいたしておりませんでした。先ほど町長が申されましたように、先月、町長のほうから、他市町に比べ見劣りしていると指摘を受けたところでございます。

また、議員ご指摘の「まちおこし」の観点からも、ふるさと納税制度の周知に努めるとともに、町内の物産品の活用を含めた取り組み方法、町税等の公金収納とあわせたクレジットの活用について、研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 答弁ありがとうございました。

60品目以上扱っているという各務ヶ原市は、市の職員が直接市内の事業所へ出向き、この商品を加えたいから頼みますと、自ら営業しているとのこと。商工会議所経由の依頼ではないので、協力する業者も多いということです。全国各地からの納税で、役所と市民がともに利益を生んでいるというふうに解釈できます。

私が今回、ふるさと納税をあえて質問いたしましたのは、これを我が町に置きかえたならば果たしてどうだろうか、という素朴な疑問からです。差し迫った危機感のない我が町の職員は、果たして自ら町内に出向くだろうかと考えたからです。

やる気があれば、東員町内の商店での商品詰め合わせなどは、すぐにでも可能だと考えます。前回の南部豊議員の町内産米の質問に対して、給食へのチャレンジをしたけどだめだったという旨の答弁がありましたが、全国的に人気のある特典としてお米がありますが、お米などは十分可能だと思います。その点も含め、もう一度答弁を求めたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) ちょっと意味が違うかわかりませんが、特産品を活用して、ふるさと納税をしてもらおうと。何かニンジンをぶら下げてやるみたいで、そういう点ではどうかなというふうな気はします。しかし、先ほど議員言われましたように、町の発信という観点を考えれば、それもアリなのかなというふうなことを思っております。

そういうことも含めて、もう一度、ふるさと納税というものを考えてみようよということで、先月から少し検討に入ったところなんです、先ほども申しあげましたように。ということで、もう少し時間をかけて、いろんな観点から検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 工夫をするよう指示を出されたということで、期待したいと思います。

ただ、この制度が、景品というか、特典を目当てにどんどん加速していくということがおかしいのではないかという町民の方もみえますが、私は各自治体が自分のところで創意工夫してやることであるから、おかしいとは思わないのですが、この制度そのものの解釈の仕方というのはどちらが正しいと思われますか。ちょっと具体的過ぎますが、お願いします。

○議長(藤田 興一君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) どちらが正しいかは、ちょっとよくわからないのですが。

○議長(藤田 興一君) 再度、南部議員。

○11番(南部 武司君) ふるさと制度そのものを特典として商品を与えることによって、増やすのがメインになるということと、そのような税金の集め方そのものが制度としてはおかしい、間違っているのではないと言われる町民の方もみえるということで、今の東員町で言う現状のままがいいという考えですね、どうでしょうかということです。

○議長(藤田 興一君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 私は先ほども申しあげましたが、東員町を発信するという観点からいけば、それもあかなというふうに思っています。物でつるといようなやり方が、必ずしも間違っているというふうには思っておりませんが、いずれにしろ、できるだけ町のイメージをアップしながら納税をしていただけるような環境をつくっていきたいと思っております。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) ありがとうございます。

ふるさと納税につきましての質問は、ちょっと思いついてつくったものですので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

東員町における入札全般について、伺いたいと思います。

平成24年度一般会計決算認定審査を行った9月議会での予算決算常任委員会の席上で、私は入札調書の落札額と決算額の大幅な違いを質問いたしました。委員会での質疑でしたので、今回はあえて町長に対し、その内容も含め、入札全般について質問をいたします。

なお、入札に関する事務は、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、副町長に委任しているということは十分承知しているの質問でございます。詳細は副町長からの答弁でも結構でございます。

決算審査で問題としたのは何点かあります。まず、庁舎内の照明器具、照明工事とトイレバリアフリー工事についてです。平成24年度予算案で我々議員に提示されました予算概要書に記載されている事項内容について、入札直前に入れかえをして発注したとの説明がありました。予算案可決後、内容を変えるということは重大な問題だと思います。また、駐車場工事においては増額にて追加工事を行っていました。

この件について、副町長に答弁を求めたところ、変更が生じることは工事ですのであります。設計時に調査をきちんと行っていれば、何百万円という単位は防げたと思う、予算が足りないから、発注しておいて差金を次に充てていくというトータル予算を何とかしたとお聞きするが、執行方法としてはよろしくないの、こういうことのないようにしたいとありました。

町長は決算審査での内容は当然ご存じだと思いますが、どのように思われたでしょうか。このような契約や工事は今までやってきたことだから何ら問題視することではないと考えますか、伺いたいと思います。

また、東員第二中学校屋上防水工事においても、500万円余りの追加工事がありました。このような高額となる追加工事は、関連があるとはいえ、別工事であり、補正予算として議会に図るべきだと思いますが、予算内であれば許されるような決まりがあるのでしょうか、伺いたいと思います。

平成23年12月議会で、私は桑名市での競争入札妨害事件について質問をしています。最低入札価格の事前公表を求めましたが、事前公表は行わないとの答弁をいただきました。ただ、答弁で、来年は建設業界の代表も巻き込んで、制度改革の検討を行ってまいりたいとありました。その後、その制度改革はどのように進んでいるのか、伺います。

次に電子入札制度の導入も提案しましたが、東員町では考えていない旨の答弁だったように記憶していますが、電子入札制度について検討したことがあるのでしょうか、お願いします。

入札に関してですが、町長が就任する前に、笹尾西小学校プール工事に関して、平成21年7月5日付の伊勢新聞のトップ記事に、予算査定ずさんという大見出しでの報道がありました。多分ご存じだと思いますが、復習のため、少し述べさせていただきます。

当時、改修工事だったのが、ほとんど新築工事となったり、本来建築工事であるのに、だれかの口ききがあったとされる初参入の四日市の土木会社が落札をし、設計管理者からの指摘もほとんど聞き入れず、下請け業者が仕事の大部分を行っていたという、正直まともな落札ではなかった事業だと思います。当然ですが、お決まりの追加工事も行われました。無事完成し、利用しているからよいというものではないと思いますが、この事件について、町長の知っている範囲で結構ですが、お考えを伺いたいと思います。

東員町には専門的な知識を持った職員がいないので、この時にも当時の副町長から、三重県建設技術センターという選択肢も述べられましたが、東員町での全てを職員で行うことは限界があると思いますが、町長の考えるよい方法があれば伺いたいと思います。

12月定例会での議案にあります斎苑火葬業務の債務負担行為について伺います。

今回の提案理由に、落札から契約日までの期間が非常に短く、業務引き継ぎや従業員の確保などの準備期間が十分に取れないことと、受託業者が毎年変わると管理運営面においてノウハウが途切れるなどのデメリットがあると示されていました。前回開催された全員協議会では、低価格での入札の結果、質の低下の問題が発生するともありました。期間が短いのは理解できますが、最低価格であるにしろ、落札したからには、サービスの低下など、あってはならないことであり、仮に不平不満が町に寄せられているならば、町と業者が解決すべき問題で、金額が安いからできないなど、言語道断だと思えます。

今回の提案議案では、期間を3年の複数年契約とする指名競争入札で行うとあります。これも先の全員協議会においては、プロポーザル方式とする旨の説明を受けましたが、幸いにも提出された議案では指名競争入札となり、安心しました。

そこで、なぜ提案型プロポーザル方式をやめ、指名競争入札となったのでしょうか、一番の理由は何なのかを伺います。もしプロポーザル方式ならば、対象となる業者は何社ぐらいを予定していたのかも、あわせて伺いたいと思います。

過去3年間の斎苑火葬業務委託の入札調書を見ますと、平成23年度と平成24年度は有限責任事業組合が落札し、平成25年度はS社が予定価格の半額以下で落札しています。この入札方法は非常にわかりづらく、平成23年度と平成24年度の入札額は一体いくらであるか、平成25年度の入札額は年間いくらというふうにあります。なぜそのような変更になったのでしょうか、これも伺いたいと思います。

今回の債務負担行為での予定限度額は2,000万円強を積算しています。この金額も、先の全員協議会での説明では2,800万円から大きく減額し、ほぼ妥当な金額提示となったと思いますが、わずか1カ月余りで大きく減額変更となったのはなぜでしょうか、伺います。

以上、答弁を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(藤田 興一君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 入札全般についてのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員もご案内のように、これは権限委譲をしてありますので、ばくつとしたところとか、全体的なところを私から答えさせていただいて、あと、副町長にお答えをいただきますので、よろしく申し上げます。

予算を執行するに当たりまして、9月定例会における予算決算常任委員会で副町長が申し上げたとおり、可能な限り予算の範囲内で、誠実な執行に努めることが求められており、ご指摘の工事請負費の予算トータルの範囲内で追加の工事を施工することは決して望ましいものではなく、今後は予算要求時から十分精査をいたしまして、積み上げた経費

を予算として、議会で承認をいただいたものに沿って執行してまいりたいというふうに思っております。

笹尾西小学校の件につきましては、私も新聞等拝見させていただいたんですけど、内容がよくわからないのですが、もしそういうことがあったとするならば非常に遺憾なことだというふうに思っております。

専門の職員の件につきましては、技術者を、この小さなまちがずっと抱えているということとはなかなか難しいことではございますので、今後は民間で優秀な方もおみえになりますので、そういう方の活用等も考えるということも含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

斎苑につきましては、この町、日本に貢献をいただいた方の最後の終焉の場所でございますので、安かろう悪かろうというのはいかがなものかと。受けたからにはちゃんとしたサービスをする、これはもう当然のことですけれども、安くなって云々ということがあったとするならば、それはいかがなものかと。やはりちゃんと我々に貢献いただいた、そしてこの東員町の将来に貢献いただいた方でございますので、我々としてはきちんとした形でお送りをさせていただきたいという精神にのっとり考えてまいりたいというふうに思っております。

残余は副町長からお答えをさせていただきます。

○議長(藤田 興一君) 樋口和人副町長。

○副町長(樋口 和人君) 私のほうからは入札全般についてのご質問にお答えをさせていただきます。

入札制度につきましては、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な契約履行の確保に努めて、入札業務の執行をしているところでございます。

議員ご指摘の入札制度改革の進捗状況でございますが、現在設計価格が130万円以上の公共工事などについては、先ほども申し上げましたとおり、競争性・透明性の確保を図るとともに、地域性、あるいは町内企業の皆さんの育成等という観点からも、そうしたものを考慮させていただき、主に条件付きの一般競争入札としております。

また、こうした一般競争入札に適さない業務もございますので、このような場合は事業担当課の意向等も十分お聞きした上、指名審査会において議論し、審査をいたしておるところでございます。

次に電子入札の件でございますが、情報化の進展、あるいはインターネットの普及によって、来庁せずに入札のできる制度が普及しつつあることについては承知をしておりまして、議員ご提案の電子入札のことではございますが、県内におきましては、入札件数の多い三重県のほか、3市、松阪市、伊勢市、桑名市で導入がされたと聞いております。

本町におきましては、入札全ての件数が平成24年度ベースで122件ございました。うち電子入札制度の対象となり得る工事案件が39件ということでございまして、少数である

ということ、あるいはシステム導入の経費が現段階では高額でございまして、費用対効果の観点を考慮し、そういったことから現在導入を見合わせている状況でございます。

今後も引き続き、近隣市町の動向も注視しながら検討してまいりたいと考えております。続きまして、斎苑火葬業務に係るご質問につきましては、生活福祉部長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 岩田利弘生活福祉部長。

○生活福祉部長(岩田 利弘君) 斎苑火葬業務の債務負担行為についてのご質問にお答えさせていただきます。

10月の全員協議会では、これまでの1年ごとの契約から3年間の複数年契約とし、入札方法も、指名競争入札からプロポーザル方式で実施させていただく予定の説明をさせていただいておりましたが、その後、他市町の状況も勘案しながら、私どもも指名競争入札とプロポーザル方式のそれぞれのメリットやデメリットにつきまして、もう一度、原点に戻りまして比較検討を行い、総合的な判断のもと、今回改めて3年間の指名競争入札での提案をさせていただいたところでございます。

また、仮にプロポーザル方式で実施をしていた場合の対象の業者数につきましては、一般的な条件のほか、1時間以内に斎苑まで到達が可能な事業者であれば、基本的にだれでも参加が可能な「公募型」を検討しておりましたので、参加される業者数の把握はいたしておりませんので、よろしく願いをいたします。

次に、斎苑火葬業務委託の入札につきましては、平成23年度、平成24年度に限らず、以前から1体当たりの火葬業務の単価契約で入札を実施しておりました。そして、この火葬業務を落札した事業者に、施設の管理業務と清掃業務を随意契約で委託を行っておりましたが、単価契約から全体契約に見直しされる自治体が多いことから、本町も今年度から随意契約を改めまして、火葬業務と施設の管理業務と清掃業務の3つの業務を合わせて設計して、入札発注する方法に変更をさせていただいたところでございます。

次に、債務負担行為の限度額を変更いたしました理由は、予算書の事業概要にお示しをさせていただいたように、火葬業務管理委託料のうち、人件費が9割以上を占めておりました。10月の説明の段階では、火葬等業務員1名と受付等業務員1名の2名とも正規の社員で積算をさせていただいておりました。この業務員の積算方法につきましては、どの程度のサービスの質やレベルを求めていくのか、このことが1番の議論となりましたが、これまでの業務委託の経過や実績なども勘案しつつ、検討を行いました結果、火葬等業務員は正規社員のままで、受付等業務員を正規社員から非正規社員で積算をさせていただきましたことが、今回減額となりました要因でございますので、ご理解を賜りますようよろしく願いを申し上げます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 答弁ありがとうございました。



今回質問いたしましたのは、東員町議会が発行している議会だよりを読んだ町民の方から、9月議会審議内容の記事について、入札は一体どうなっているんやという質問があったのが第一の原因です。読んでいない方のためにも、今回あえて質問しました。ご無礼をお許してください。

当然ですが、予算案に賛成した以上、責任は議員にもある旨を申し添えます。なお再質問ですので、答弁は担当部からで結構です。

そこで伺います。駐車場の質問に限定します。

これらの追加工事は役場では車止めと安全ポールの設置、文化センターでは照明装置の取り付けと伺っていますが、間違っていないのでしょうか。素人である私が考えても、常識と思われる設計がなされていなかったわけですが、職員はだれ一人完成するまで気づかなかったのでしょうか。また、設計士からの指摘はなかったのでしょうか。最近、多く役所に設置してあります電気自動車の充電スタンドの設置は考慮してなかったのでしょうか。

以上、伺いたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) お答えをさせていただきます。

追加工事につきましては、ご指摘のとおり、車止めと安全ポールの設置、それと文化センターにつきましては照明工事の取り付けとなっております。

安全面のほうを考慮させていただきながら、図面等、設計をさせていただいたところですが、配慮が足りない部分もございまして、追加工事となってしまいました。大変申しわけなく思っております。

また、電気自動車の充電スタンドにつきましては、現在費用対効果の面からも、設置につきましては考えていない状況でございますし、また役場といいますか、自治体が売電をするということはできないということも1つの理由にあります。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 今までにあった追加工事は、全て役場から業者に依頼したのか、あるいは業者から指摘を受けて追加工事に同意したのでしょうか。また、土木工事と建築工事に多く見受けられますが、その追加工事のあるなしの割合、工事、何割ぐらいがあるのかどうか、伺いたいと思います。

また、何百万円という追加工事は随意契約で行われているわけですが、少額契約できる限度額を超えています。これは先ほど副町長から130万円とありましたが、それを超えています。このことについて何ら問題はないのでしょうか。町が定める少額随意契約の額、工事は130万円と伺いましたが、財産購入とか物品購入もありますが、それもわかれば教えてください。お願いします。

○議長(藤田 興一君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) すみません。何点か、ご質問のほうをいただいたところでございますけれども、追加工事の割合等につきまして、現在、手元の資料を持っておりませんので、また配付のほうをさせていただきたいと考えております。

少額随意契約につきましては、議員おっしゃられますように、130万円以下が少額随意契約というふうにはなっておりますけれども、追加工事につきましては、変更工事を含めて、随意契約をしたほうが効率がいいときにつきましては、財務規則の認めるところによりまして、随意契約をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 要するに町が頼んだのか、業者から言われたのかということを知っておったんですが、それは後からでも結構です。

町長、または副町長に伺います。

入札は総務課が担当していますが、それぞれの工事の進捗状況は担当部署、最終的な請負代金の支払いは会計課だと思いますが、その全てを管理というか、内容を全て把握しているのはどこの部署でしょうか。多分、途中で変更があっても、入札を行った総務課ではわからないと思いますが、このようなやり方で今まで疑問はなかったのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 樋口副町長。

○副町長(樋口 和人君) ご指摘をいただいたところは、いわゆる契約場所、それから支払いは会計、それから途中の工事管理は原課ということで、それを統括するという意味では、通常それが事務的に機能できるようになっているんですが、もしかすると、そのところで情報が分断されたりということで、こういう問題が起きている部分もあるのかなというふうに思います。

大きい都市ですと、例えば検査室というのがございまして、そういったところで最初の契約から最後の支払いまで、検査も含めて最終的にトータルチェックをかけていただいて、例えば不備があれば、それをそれぞれの役割のところに戻すというようなこともやられておりますが、なかなか東員町では、そこまで充実していないというのが現状でございます。

今後そんなことも含めて検討をしていく必要はあるのかなというふうに、そんなふうには思っております。

以上です。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 副町長に単刀直入に伺います。

この追加工事というのは必要悪だと考えますか。

○議長(藤田 興一君) 樋口副町長。

○副町長(樋口 和人君) 必要悪なのかどうかというのは、非常に答えにくいのですが、事業をしていくには、その期間がございます。その期間の中で例えば終わったほうが、

役場として税金の使い方が効率的であるとか、例えば足場をさらにもう一度下ろしてから、再度改めてかけるということになりますと、そういう意味では経費が重なってしまうというようなこともございますので、ケースバイケースでございますが、基本的には私が委員会でも答弁させていただいたように、予算の時にきちんと積み上げた、そのことに沿ってやっていくということが重要ですので、例えば予算を構築するときに、そこまでの精度をきちんとやっておく。つまり工事が終わるまでのことを想像して、何が必要かということを経験ではじき出しておくということが重要かと思えます。ですので必要悪かどうかということについては、ご勘弁願いたいと思えます。

以上でございます。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) ありがとうございます。

先ほども町長の答弁でしたか、専門職のいない小さな町では難しい問題であり、民間の活用等も含め考えるとありましたが、毎回思うのです。総務課での土木建設の入札、建設課での土木建築入札、教育委員会での土木建築入札と、ただでさえ専門職がいないといっている役場が、そのような発注を行うこと自体が問題だと考えます。

これは委員会の時にも、副町長、ちらっとそのようなことを言われました。どこか1カ所に限定すべきであると私も思います。また、技術を持った優秀なOB、あるいは専門職の再雇用など、考えられないかと思えます。

12月3日の朝日新聞の朝刊に、公務員65歳定年に合意との記事がありました。2016年度までに段階的に延長するとのことで、大筋合意したとありました。来年度の通常国会に提出されるとのことですが、桑名市などで見受けられる、常勤ではありませんが、OBの再雇用という方法は考えられないでしょうか、伺います。

○議長(藤田 興一君) 樋口副町長。

○副町長(樋口 和人君) 再雇用につきましては、今、専門職という形ではないのですが、今年おやめになる方が年金を受け取るのは再来年ということになりますので、何とか1年でも最低でも再雇用していかなあかんという制度を今急ぎつくっております。

ただ、そのこととは別に、それにあわせて、例えばそこまで調査をしてないので、思いとして聞いていただきたいのですが、ネオポリスなんかですと、いろんな業務を経験されている人たちがたくさんいるのかなと。そういう人たちの人材登録ですか、そんなことをしながら、今ご指摘の専門的なことをやっていただける方があれば、そんな方を再雇用、あるいは今あります臨時雇用の制度もございますが、そういったことをうまく活用しながら、なるだけ合理的な方法で、我々の足りない部分を埋めていくという方法もございますので、これは先ほどの統括した形での管理ということも含めて考えていきたいなと思っております。少し研究させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) ありがとうございます。

町長に伺います。

町長が副町長を選任する時の理由に、彼は土木の専門家であり、東員町の不足しているところを補える人物である旨の説明がありましたが、正直、建築や土木の入札に生かしているような気がしません。どうでしょうか、どう思われますか。

○議長(藤田 興一君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 副町長は、そういった技術面の専門家ということは間違いありませんが、立場上、統括するということでございますので、できれば私、先ほど答弁させていただきましたし、今、副町長から答弁をしましたけれども、町内でいろんな専門家がいらっしゃると思いますので、そういう方を活用ができるような、活用させていただけるような、そんな制度というものを研究をしていったほうがいいのかなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 全国各地の自治体では、入札不調が多く起こっています。これは原材料の高騰や人件費の増額などが考えられるとのこと。幸いにも、東員町ではほとんどないと思います。ちなみに最近の入札不調はどうなっているのでしょうか。まずこれ1点目。

また、1回目の入札不調の場合、再度入札を行うと思いますが、東員町の最近の入札での頻度はどうなっているのでしょうか。その場合、不落契約となった入札はあるのでしょうか。

本年度議論のありました障害者福祉施設建設の入札に関して、町民の方から、その建設入札に行政がかかわっているのはなぜだろうという声を聞きました。たしか事業主体は民間ですが、その真意もあわせて伺いたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) すみません、お答えをさせていただきます。

平成25年度におきまして入札が不調になった案件につきましては、7件ございます。

○議長(藤田 興一君) 齋藤総務課長、代弁でどうぞ。

○総務課長(齋藤 博重君) 失礼いたします。

平成25年度の件数、先ほど部長が申しあげましたように7件ございまして、この主な理由等も申しあげますと、私ども予定価格がございまして、その中で2回の範囲内でそれに到達しない場合は、その入札は一たんそれで入札者なしということでさせていただきます。

その後、内容によりまして日を設定して再度入札するもの、またその後に不落随契ということでさせていただいた案件、こちらのほうが3件ほどございました。

答弁漏れがございましたらご指摘ください、すみません。

○議長(藤田 興一君) 樋口副町長。

○副町長(樋口 和人君) 福祉施設の話は、いずみの家の話かと思います。

当初、設計が上がって、いよいよ建設会社を決めたいという時に、いずみのほうから、どういうふうにしたらというふうな話もあったように聞いておりました、担当部局のほうから、そういったことについてどうしましょうという相談がございました。一応私どもとしては、補助を払うものですから、可能な限り、役場がやっている競争入札でやられたらいかがですかというようなことを、相談された内容としてお答えをした加減で、多分どこの会社を選ぶとかいうのは、いずみさんがやられたと思うんですが、手続きとかやり方について指導したということは報告を受けております。

以上です。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) まだまだたくさん質問事項が書いてあるんですが、斎苑火葬業務についても質問しなければなりませんので、そちらにいきます。

今回の斎苑火葬業務の質問は、先の全員協議会で示されたプロポーザル方式のメリット・デメリットを伺う予定でつくっておったんですが、12月議会では指名競争入札となった議案提示があり、少々面食らった感じがあります。しかし質問は入札全般ということで今回上げさせていただいておりますので、伺います。

公募型プロポーザル方式をやめ、指名競争をした理由は、先ほどちらっと伺いました。過去に東員町において、プロポーザル方式での契約がありますが、これからは指名競争入札が主流となると理解してよろしいでしょうか。

今までのプロポーザル方式ですが、業者からの企画・提案はわかります。この提案内容の審査は東員町が行うわけですが、優劣を決めるその採点方法ですね、それはどのように行われているのでしょうか。優劣を決めるのは審査をするわけですが、ご無礼な話ですが、ほとんど素人である指名審査会が行うと思いますが、違和感はないのでしょうか。金額ではなく、企画・提案の中身だという答えがあると思いますが、全く同じ提案の場合、まさか知人の会社というわけにはいかないと思いますが、一体何を優先するのでしょうか、求めたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) プロポーザル方式について、お答えをさせていただきます。

プロポーザルにつきましては、議員おっしゃられますように、主に業務の委託であるとか、建築設計を行う際、安価ではあるが、期待した結果が得られないというような場合を回避をさせていただくために、複数の業者から優れた提案であるとか、技術力、経験力を持った者を選定をさせていただく方式を持っております。

提案をいただいて、こちらのほうで選定をさせていただくところですがけれども、当然選定の1つの要件の中に、企画力のほかに金額という部分も、プロポーザルの中には要素として入っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 全部が全て同じ内容だったらどうかという答えが本当は知りたかったのですが、もうよろしい、結構です。

平成25年度当初予算の予算概要書には、斎苑管理運営経費1,452万4,000円とあります。その中の火葬業務委託費だけを言うならば、毎年大きな差はないと思います。また、炉の修繕費として、施設修繕費も計上されていますが、利用者からは工事の内容は見えません。利用者から不平不満が多いのは、旧来型の和式トイレであり、このトイレのバリアフリー工事と洋式化ですが、住民が望む改修予定はあるのでしょうか、伺いたしたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長(岩田 利弘君) 南部議員の言われるように、以前にもそのような要望もちょうだいいたしておまして、斎苑は着物姿の方とか、お年寄りの方が多く利用される施設でありますことから、改修を行う方向で至急検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) ありがとうございます。

先の上原議員の質問にもありましたオレンジバスです。これもプロポーザル方式でやったオレンジバスです。現在は随意契約で運行されていますが、平成26年10月の新ルートまでの運行は今までのままと理解してよろしいのでしょうか。年度途中となるわけですが、新ルートでの運行は、やはり随意契約のままやられるのでしょうか、それとも2社による運行と結果がわかっているプロポーザルとなるのでしょうか。観光バス会社やタクシー会社が参入できない一番の理由は何なのかを伺いたしたいと思います。

私は業者と行政が楽をしたいだけだと受け取ってしまいます。来年度には債務負担行為で予算が計上されると思いますが、車両の耐用年数や、これから多く発生するであろう修理費などを考えると一般入札すべきだと考えますが、いかがでしょうか、伺いたしたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 樋口副町長。

○副町長(樋口 和人君) 新ルートについては、まだ選定方法というのは議論してませんが、できる限り安く、しかもいい方法でということを考えていく上で、今、議員がお話をいただいたような、広く求められるものであれば、バス会社だけにということではなく求めていきたいというふうに、ある意味もう一度再考した形での入札方式をやっていきいたいなど、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長(藤田 興一君) 南部議員。

○11番(南部 武司君) 私が議員になったころの入札は、予定価格100パーセントという落札が多くありました。談合か癒着かな、などと勝手に推測しておりました。その後、

決算で入札差金が多くある旨を聞かされ、職員の努力により、安い入札額で工事を行っているのだと思わされた経緯もありました。

しかし数年前から、予算の概要書、決算時の行政報告書及びホームページに掲載されている入札証書を読みますと、今回疑問に思ったことが多々あることに気づきました。

予算を審議し、採決するのは議会です。議員はこれを認めたからには、住民に対して説明責任が生じます。しかし予算案可決後、工事内容を勝手に変更されては、どうしてよいのか正直わかりません。失念していましたという一言で行政は謝りますが、議会軽視だと思います。今後も議会議員として、住民に対し、賛成、あるいは反対した責任をいつまでも提示できるよう、行政をしっかり監視していきたいと思い、今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。